

令和 3 年度地方税制改正(案)の概要について

1. 個人所得課税

◎住宅ローン控除の特例の延長

- ・控除期間 13 年の特例の適用期限を 1 年間延長し、令和 4 年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額 1,000 万円以下の者について面積要件を 50 m²以上から 40 m²以上に緩和する。
- ・令和 4 年度分以後の個人住民税について適用

◎セルフメディケーション税制の見直し

- ・特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、対象となる医薬品の範囲を見直し、手続を簡素化した上で 5 年間延長する。

◎個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し

- ・令和 2 年度改正で、令和 6 年度分以後の個人住民税について、30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族は、原則として扶養控除の対象外となった。
- ・今回の改正で、個人住民税均等割・所得割の非課税限度額及び個人住民税の均等割の条例軽減についても、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とする。
- ・令和 6 年度分以後の個人住民税について適用

2. 車体課税

- ・軽自動車税環境性能割の軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。
- ・環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。
- ・軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）対象区分の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までに取得したものを対象とする。

3. 資産課税

◎固定資産税（土地）の負担調整措置

- ・宅地等及び農地について、令和3年度から5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置を含め、現行の負担調整措置を継続する。
- ・その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。
- ・都市計画税についても同様の措置を講ずる。

◎雨水貯留浸透施設に係る一定の償却資産についての課税標準の特例措置の創設

- ・特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の改正を前提に、特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の規定により認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画（仮称）に基づき、浸水の防止を図るために取得する一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準をその価格に3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において条例で定める

割合を乗じて得た額とする特例措置を令和6年3月31日まで講ずる。

◎シェアサイクルポートの設置に係る課税標準の特例措置

- ・自転車活用推進法に規定する市町村自転車活用計画に基づくシェアサイクル事業のうち、都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画の都市機能誘導区域内において新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、その価格の4分の3とする特例措置を令和5年3月31日まで講ずる。

◎事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置

- ・事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係る部分の固定資産税を非課税とする特例措置を講ずる。

◎鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の拡充・延長

- ・鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、エレベーター設置事業の対象範囲に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化基本構想に位置付けられた1日平均利用者数2,000人以上の駅で実施される事業を加えた上、その適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。

4. 納税環境整備

◎地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- ・地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割を追加し、eLTAX を通じた電子納付を可能とする。
- ・令和 5 年度以後の課税分について適用

◎個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

- ・特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が電子的送付を求めた場合、市町村は通知を eLTAX を経由して特別徴収義務者に電子的に送付し、特別徴収義務者が個々の納税義務者に通知を電子的に送付するものとする。
- ・令和 6 年度以後の年度分の個人住民税について適用